公開草案 平成 28 年 10 月 28 日 (意見募集期限 平成 28 年 11 月 28 日)

「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

平成 28 年 10 月 28 日

「中小企業の会計に関する指針」(最終改正 平成28年1月26日)を次のように一部改正する。

公開草案(平成 28 年 10 月 28	目)	現行 (平成 28 年 1 月 26 日)	
中小企業の会計に関す	る指針	中小企業の会計に関す	る指針
改正 改改改正 改改改改改改改改改改改改改改改改正 <u>最</u> 終改正	平成 17 年 8 月 1 日 平成 18 年 4 月 25 日 平成 19 年 4 月 27 日 平成 20 年 5 月 1 日 平成 21 年 4 月 17 日 平成 22 年 4 月 26 日 平成 23 年 7 月 20 日 平成 25 年 2 月 22 日 平成 26 年 2 月 3 日 平成 27 年 4 月 21 日 平成 28 年 1 月 26 日 平成 2 年 7 月 21 日 平成 2 年 7 月 2 日	改正 改改正 改改正 改改正 改改正 改改正 <u>最終</u> 改正	
	日本税理士会連合会 日本公認会計士協会		日本公認会計士協会 日本税理士会連合会

公開草案 (平成 28 年 10 月 28 日)	現行 (平成 28 年 1 月 26 日)
日本商工会議所	日本商工会議所
企業会計基準委員会	企業会計基準委員会
	【総論】
(略)	同左
【各論】	【各論】
金銭債権 (10-16)	同左
貸倒損失・貸倒引当金(17・18)	同左
有価証券(19-24)	同左
棚卸資産(25-29)	同左
経過勘定等(30-32-2)	同左
固定資産(33- <u>39</u>)	固定資産(33- <u>38</u>)
繰延資産(<u>40</u> - <u>44</u>)	繰延資産(<u>39</u> - <u>43</u>)
金銭債務(<u>45</u> - <u>48</u>)	金銭債務(<u>44</u> - <u>47</u>)
引当金(<u>49</u> - <u>52</u>)	引当金(<u>48</u> - <u>51</u>)
退職給付債務・退職給付引当金(<u>53</u> - <u>58</u>)	退職給付債務·退職給付引当金(<u>52</u> - <u>57</u>)
税金費用・税金債務(<u>59</u> ー <u>61</u>)	税金費用·税金債務 (<u>58</u> - <u>60</u>)
税効果会計(<u>62</u> - <u>67</u>)	税効果会計(<u>61</u> - <u>66</u>)
純資産(<u>68</u> - <u>72</u>)	純資産(<u>67</u> - <u>71</u>)
収益・費用の計上(<u>73</u> - <u>75</u>)	収益・費用の計上(<u>72</u> - <u>74</u>)

公開草案	(平成 28	在 10	月	28 F	1)

リース取引(75-2-75-4)

外貨建取引等 (<u>76</u>-<u>80</u>)

組織再編の会計(企業結合会計及び事業分離会計)(<u>81</u>・<u>82</u>) 個別注記表(83-86)

決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書 の例示(87-89)

(項目削除)

現行 (平成 28 年 1 月 26 日)

リース取引 (74-2-74-4)

外貨建取引等 (75-79)

組織再編の会計(企業結合会計及び事業分離会計)(<u>80</u>・<u>81</u>) 個別注記表(82-85)

決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書 の例示 (86-88)

今後の検討事項(89)

【各 論】

公開草案 (平成 28 年 10 月 28 日)	現行 (平成 28 年 1 月 26 日)
[有価証券]	[有価証券]
要点	要点
▶ (略)	▶ 同左
有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原	▶ 有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原
価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「その他	価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「その他
有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している	有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している
場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評	場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評
価差額(税効果考慮後の額(第 <u>62</u> 項参照)) は純資産の部に計上	価差額(税効果考慮後の額(第 <u>61</u> 項参照)) は純資産の部に計上
する。	する。
▶ (略)	▶ 同左

公開草案 (平成 28 年 10 月 28 日)

現行 (平成 28 年 1 月 26 日)

[固定資産]

39. 敷金

敷金は、取得原価で計上する。このうち、建物等の賃借契約において返還されないことが明示されている部分の金額については、税 法固有の繰延資産に該当し、賃借期間にわたって償却する。

また、返還されないことが明示されていない部分の金額について は、原状回復義務の履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に 見積ることができる場合は、当該金額を減額し、費用に計上する。

【関連項目】

会社計算規則第5条第2項、第3項第2号、第153条第2項 企業会計原則 第一·五、注解3

企業会計原則 第三・五

固定資産の減損に係る会計基準(企業会計審議会)

研究開発費等に係る会計基準(企業会計審議会) 三及び四

金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号) 第12

項、第133項、第135項、第223項、第309項、第311項

法人税法第33条第2項

法人税法施行令第68条

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

<u>資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針</u> 第21号)第9項、第27項

[固定資産]

(項目追加)

【関連項目】

会社計算規則第5条第2項、第3項第2号、第153条第2項 企業会計原則 第一·五、注解3

企業会計原則 第三・五

固定資産の減損に係る会計基準(企業会計審議会)

研究開発費等に係る会計基準(企業会計審議会) 三及び四

金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号) 第12

項、第135項、第223項、第311項

法人税法第33条第2項

法人税法施行令第68条

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

公開草案(平成 28 年 10 月 28 日)	現行 (平成 28 年 1 月 26 日)
[繰延資産]	[繰延資産]
40. 繰延資産の定義	39. 繰延資産の定義
― 繰延資産とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、	同 左
これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将	
来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べ	
たものをいう。	
<u>41</u> . ~ <u>52</u> . (略)	<u>40</u> . ~ <u>51</u> . 同 左
[退職給付債務·退職給付引当金]	[退職給付債務・退職給付引当金]
<u>53</u> . 退職給付制度	<u>52</u> . 退職給付制度
就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給	就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給
付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあっては、従業員	付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあっては、従業員
との関係で法的債務を負っていることになるため、第 <u>54</u> 項又は第 <u>55</u>	との関係で法的債務を負っていることになるため、第 <u>53</u> 項又は第 <u>54</u>
項による引当金の計上が必要となる。	項による引当金の計上が必要となる。
<u>54</u> . ~ <u>67</u> . (略)	<u>53</u> . ~ <u>66</u> . 同 左
[税効果会計]	[税効果会計]
【関連項目】	【関連項目】
会社計算規則第 74 条第3項第1号タ、第4号ホ、第75条第2項第	会社計算規則第 74 条第3項第1号タ、第4号ホ、第 75 条第2項第
1号チ、第2号ホ、第83条、第93条第1項第2号、第107条	1号チ、第2号ホ、第83条、第93条第1項第2号、第107条
税効果会計に係る会計基準(企業会計審議会)	税効果会計に係る会計基準(企業会計審議会)
個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針(会計制度委員	個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針(会計制度委員

公開草案 (平成 28 年 10 月 28 日)	現行(平成 28 年 1 月 26 日)
会報告第 10 号)	会報告第 10 号)
繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指	繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い(監査委
針第 26 号)	<u>員会報告第 66 号)</u>
<u>68</u> . ~ <u>71</u> . (略)	<u>67</u> . ~ <u>70</u> . 同 左
[純資産]	[純資産]
<u>72</u> . 株主資本等変動計算書	<u>71</u> . 株主資本等変動計算書
(1) (略)	(1) 同 左
(2) 表示区分 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部 の表示に従う(第 <u>88</u> 項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資 本等変動計算書の例示参照)。	(2) 表示区分 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部 の表示に従う(第 <u>87</u> 項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資 本等変動計算書の例示参照)。
(3) (略)	(3) 同 左
(4) (略)	(4) 同 左
(5) (略)	(5) 同 左
(6) 注記事項 株主資本等変動計算書の注記事項については、第 <u>88</u> 項の貸借対 照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。	(6) 注記事項 株主資本等変動計算書の注記事項については、第 <u>87</u> 項の貸借対 照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。

公開草案 (平成 28 年 10 月 28 日)	現行 (平成 28 年 1 月 26 日)
<u>73</u> . ~ <u>89</u> . (略)	72. ~ 88. 同 左
(項目削除)	[今後の検討事項]
	89. 資産除去債務
	有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる
	その有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるも
	のは、会社法上、資産除去債務として負債の部に計上しなければな
	らない(会社計算規則第2条第3項第56号、第75条第2項第1号ヌ、
	同項第2号チ)。また、企業会計においても「資産除去債務に関する
	会計基準」(企業会計基準第18号)が公表されており、原則として平
	成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。本指針
	における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における
	企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。

以 上